

平成 25 年度

(2013 年度)

事 業 報 告 書

平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日から

平成 26 年 (2014 年) 3 月 31 日まで

学校法人 京都市英館

学校法人京都市立育英館は、平成 25 年（2013 年）10 月 31 日に文部科学大臣の認可を得て設立しました。平成 25 年（2013 年）度事業概要をまとめましたので報告いたします。

1. 法人の概要

（1）建学の精神／理念

〈建学の精神について〉

本学の建学の精神は、「明德・格物致知の実践」とする。「明德」、「格物致知」は、中国の五経の一つ「礼記」の「大学」に現れる句である。

これは、「人は、「格物致知」すなわち物事の道理や本質を深く追求し理解して知識や学問を深めることにより、「明德」すなわち自らが持つ天から与えられた優れた徳性（社会で果たすべき役割）を明らかにすることができ、人は、この自らの徳性を悟ったとき、おのずと自ら及び他者に対して正しく公明な愛を向けることができる。」ものと解することができる。

これは、看護系大学である本学においては、「看護を学ぶ者は、看護に係る道理や本質を深く追求し理解して知識や学問を深めることにより、看護専門職者としての自らの役割を明らかにすることができ、これを悟ったとき、自ら及び他者に対して、いつくしみをもった看護を提供することができる。本学においては、このための実践を行う。」との考え方に転じるものである。

また、大学そのものの在り方という観点からは、より具体的に、「看護に係る専門的な学術理論及びその応用を研究教授することにより、看護師を養成する大学としての社会的役割を明らかにし、高度で適切な認識や知識、技術を身につけ、看護の受け手に対し適切な看護を提供できる人材の養成や、地域貢献を通じて社会の発展に貢献すること。その実践を行うこと。」と解することができるものである。

設立代表者である松尾は、本学で看護を学んだ者は、単なる技術的な看護の担い手にとどまるのではなく、国際社会に生きる一人の人間として、平和・平等・共生の精神を持ち、本学で看護に係る学問と技術を極め、こころを磨き、自らの専門性を高め、活かすことを通じて、国家・社会及び国際社会へ貢献できる人物となってほしいとの想いを持っており、「明德・格物致知の実践」はこうした想いをも包含するものとして定めたものである。

〈京都看護大学設置の理念について〉

公立であった京都市立看護短期大学の伝統と教育資源を承継し、この上に立って、四年制の私立大学

として、建学の精神「明德・格物致知の実践」の下で一層の飛躍をすることを目指し、本学は、大学の設置の理念を「高度な医療技術と多様な社会ニーズに対応できる専門的な学術理論及びその応用を研究教授し、高度な知識・技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅広い教養と国際的な視野を備えた専門的人材を養成し、もって保健・医療・福祉の発展に貢献すること。」と定めるものである。

〈教育理念について〉

本学において看護を学ぶ者が、高度な知識や技術・医療倫理、そして豊かな人間性を身につけ、幅

広い教養と国際的な視野を備えるためには、専門分野の枠を超えて普遍的に求められる知識や思考のための技術を獲得し、物事を論理的に分析、批判できる力を養うための教養教育を充実させることが重要である。社会や環境との関係において自己を理解する力、創造的な思考力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察力、物事の本質を正しく理解する力、そういった力の育成が必要である。

こうした教養教育の上に立って、健康の保持増進・疾病予防を含めた看護専門職として必要な基礎教育を身につけ、さらには、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応していくための教育を充実するとともに、専門職としての自発的な能力開発を自ら継続できる能力の向上を図り、また、看護に係る学術研究を行う能力の基礎を育成することが必要である。

こうした考え方から、学士課程における看護系人材養成のための教育として、本学は、以下の三つのプロセスを実現することができる教育理念が必要と考えている。

- ① 諸科学から知を得るとともに、科学的根拠に裏付けられた看護実践のための科学的知識と批判的思考力を深め、生涯にわたって真摯に学び続け、課題を探究することで、新たな看護に係る智を創造できる力を鍛える。
- ② こうして知を獲得していく中で、社会や環境との関係において自己を理解するための力を深め、他者を尊重し気遣うことができる感性を高め、他者と豊かなコミュニケーションを図ることを可能とする。
- ③ これによって、看護専門職者として自立した個人は、生命を敬い、守り、人の尊厳と権利を擁護し、高度な知識や技術に裏付けられた適切な看護が提供できる。

上記の三つのプロセスは、本学の建学の精神である「明德・格物致知の実践」を看護学の分野における教育プロセスに具体化したものであるが、本学は、本学で看護を学ぶ者が、外界・他者に向ける関心、気遣い、思いやりといった心象の発現を「いつくしみ」という言葉で表し、以下に据える三つのいつくしみの力に象徴して、これを育て、鍛えることを本学の教育理念として据えるものである。

智をいつくしむ力

科学的知識と探究力、批判的および論理的に思考する力や創造力を高め、自律的、主体的に生涯にわたって真摯に学び続けることができる「智をいつくしむ力」

人をいつくしむ力

豊かな感性と幅広い教養にもとづく人間理解とありのままの自己を受け入れ、他者を唯一無二の存在として尊重し、敬意とケアリング（他者への思いやり・気遣い）をもって、人と深く相互的なコミュニケーションをとることができる「人をいつくしむ力」

命をいつくしむ力

看護専門職としての自覚と高い倫理観を備え、人間の生命を敬い護り、人の尊厳と権利を擁護し、適切な看護を実践できる「命をいつくしむ力」

これら3つのいつくしむ力をシンボルとして表現したものが【図1 教育理念】である。

【図1 教育理念】



いつくしみ

(2) 沿革

京都市においては、京都市内の私立大学による四年制看護学科設置の動きや、同市の厳しさを増す財政状況等を踏まえ、平成 21 年 3 月に「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」が取りまとめられるなど、京都市内における看護師養成の在り方について検討が重ねられてきた。この結果、京都市においては、京都市立看護短期大学について、多額の税金を投じ、なおかつ他の大学と競合する公立での四年制化ではなく、広く市内私立大学と連携協力して、看護教育の充実及び質の高い看護師の確保を図っていくことが最適であると判断され、平成 22 年 5 月京都市議会において同短期大学の廃止条例(平成 22 年 6 月 10 日公布、平成 24 年 4 月 1 日施行)が提案され、可決された。ただし、同条例附則により京都市立看護短期大学は、在籍者が居なくなるまでの間は存続するものとされた。同短期大学においては、平成 24 年度においても数名の学生が在籍しているが、これら学生については卒業が確定しているため、同短期大学は学生の在籍期間が満了する平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止となる。

しかし、京都市立看護短期大学の廃止条例の制定後、引き続き行われた京都市と関係私立大学との間での一括承継の協議については大きな進展がなかった。そうした中、平成 24 年 1 月に京都看護大学設立準備委員会の実質的な設立母体となった学校法人育英館が、京都市立看護短期大学の教育資源を承継する四年制大学を新設したい旨を京都市に申し出た。同学校法人は大学を設置していない準学校法人であり、大学の設置については、同法人が直接行うのではなく、大学設置法人の新設を行ったうえでこれを行うことも含んでの申し入れであった。

これを受け、京都市においては、公平性・透明性を確保する観点から、あらためて学校法人の新設も含め、市内で四年制看護学科(大学)の設置を計画している者も対象に、公募により、京都市立看護短期大学の教育資源の承継者の選考が行われた。

その結果、学校法人育英館が、京都市立看護短期大学の教育資源の承継者(同法人が大学設置法人を新設し、当該新設法人が教育資源を承継する大学を設置する場合を含む。)として選定された。

(3) 設置する学校、学部等

(学校名) (学部名) (学科名) (所在地)
京都看護大学 看護学部 看護学科 京都市中京区壬生東高田町1-21

(4) 役員・評議員の概要(設立認可時)

職名	氏名	現職
理事長 理事	松尾 英孝	学校法人京都育英館理事長
	豊田 久美子	京都看護大学長
	日下 康史	学校法人育英館四万十看護学院
	松尾 重典	学校法人育英館関西語言学院総務担当職員
	松田 宏	(公財)国際医学教育財団理事
	瀧本 章	京都市保健福祉局保健医療・介護担当局長

監 事	小林 一郎 村上 博保	社会保険労務士小林事務所 公認会計士村上博保事務所
評議員	豊田 久美子 児玉 允 刈屋 悌二 新留 英二 藤井 聖子 松尾 英孝 松尾 恵子 鷹野 裕美子 大川 浩美 松本 昇 日下 康史 松尾 重典 本多 八郎	京都看護大学長 学校法人京都育英館事務局長 京都看護大学総務課長 京都看護大学入試広報課長 京都看護大学学生支援課長 学校法人京都育英館理事長 学校法人育英館理事 学校法人育英館法人本部次長 学校法人育英館関西語言学院副校長 元京都府後期高齢者医療広域連合会会計管理者 学校法人育英館四万十看護学院校長 学校法人育英館関西語言学院総務担当職員 元京都中央信用金庫事務集中第一部長

2. 事業の概要

(1) 法人

① 法人設立

平成 25 年 3 月末に京都育英館の寄附行為認可申請書を文部科学省に提出し、平成 25 年 10 月 31 日に認可を受けました。

② 建物の整備

平成 26 年度開学に向けた校地の整備及び校舎の改修・新築工事を進め、平成 26 年 2 月 17 日（月）には建物の引渡しが行われました。その後、3 月 27 日（木）までに教具・校具の搬入及び京都市から承継した物品の引越しを終え、3 月 28 日（金）に関係者を招待して内覧会を開催しました。

(2) 京都看護大学

① 大学の開学

平成 25 年 3 月末に京都看護大学の設置認可申請書を文部科学省に提出し、平成 25 年 10 月 31 日に認可を得て、平成 26 年 4 月に開学の運びとなりました。

② 学生募集活動

平成 26 年（2014 年）度入試では、定員 95 名のところ 379 名の志願者数となりました。志願者の入試方式別内訳は、一般入試前期日程 57.3%、一般入試後期日程 14.3%、推薦入試 26.6%、社会人入試 1.8%でした。

合格者数は 160 名となり、合格者の入試方式別内訳は、一般入試前期日程 44.4%、一般入試後期日程 6.3%、推薦入試 48.7%、社会人入試 0.6%でした。

入学者数は 114 名となり、入学者の入試方式別内訳は、一般入試前期日程 26.3%、一般入試後期日程 6.1%、推薦入試 66.7%、社会人入試 0.9%でした。

③ 教育研究活動

〈学部・学科の開設等〉

教員の確保、カリキュラムの整備、実習病院の確保及び関係規程の作成を行いました。